大気汚染防止法施行令第三条に規定する一般粉じん排出施設

_	コークス炉	原料処理能力が一日当たり五〇トン以上で
		あること。
	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。	面積が一、○○○平方メートル以上であるこ
	以下同じ。)又は土石の堆積場	と。
11	ベルトコンベア及びバケットコンベ	ベルトの幅が七五センチメートル以上であ
	ア(鉱物、土石又はセメントの用に供	るか、又はバケットの内容積が○・○三立方
	するものに限り、密閉式のものを除	メートル以上であること。
	⟨∘)	
兀	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセ	原動機の定格出力が七五キロワット以上で
	メントの用に供するものに限り、湿	あること。
	式のもの及び密閉式のものを除く。)	
五.	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用	原動機の定格出力が一五キロワット以上で
	に供するものに限り、湿式のもの及	あること。
	び密閉式のものを除く。)	